

国民年金の受給資格期間が不足している人へ 任意加入制度があります

国民年金課高齢者医療年金班
☎(93) 40805

老齢基礎年金を受けるために必要な期間

老齢基礎年金を受給するには、20〜60歳までの40年(480月)の間に、保険料納付期間、保険料免除期間、任意加入できる人が任意加入しなかった期間(以下「方ラ期間」)などを合算して、原則として25年(300月)以上の資格期間が必要で

任意加入とは

国民年金の加入期間は通常20〜60歳までですが、保険料の未納期間があり老齢基礎年金が減額される人や、保険料を納付した期間が不足している人が、希望をすれば65歳まで国民年金保険料を納付することができるとの制度です。

来月60歳になります。

しかし、若いころ国民年金保険料を納めていない期間があり、老齢年金を受けるのに4年ほど期間が不足しているに困っています。

任意加入をして4年間保険料を納めれば、老齢年金を受けられるようになります。

特例の任意加入

65歳になるまで任意加入をしても、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができないのですが？

昭和40年4月1日以前に生まれた人は、65〜70歳までの間、受給資格期間を満たすまで、特例として任意加入できます。

任意加入の手続きは？

次の①〜④の書類を持参して国民年金課窓口で手続きをしてください。
なお、申請する人によって提出書類が異なる場合がありますので、必ず事前に問い合わせてください。

必要なもの

- ①年金手帳または、基礎年金番号通知書
- ②預金通帳
- ③通帳の届出印
- ④その他必要な書類【例】
65歳以降も任意加入する人
↓戸籍謄本
- カラ期間のある人
↓確認できる書類
- 共済組合に加入歴がある人(配偶者も含める)
- ↓共済組合年金加入期間確認通知書

注意事項

厚生年金や共済組合に加入中の人は、老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は加入できません。
任意加入した人の保険料の納付方法は、原則として口座振替になります。

新成人の皆さん 国民年金の加入手続きを!

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金のポイント

▼将来の大きな支えになります
国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

▼老後のためだけのものではありません
国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

病気やけがで重い障害が残ってしまった場合や、18歳未満の子を残して亡くなったときにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」をサポートします。

学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度

国民年金課
高齢者医療年金班
☎(93) 40805

おむつの医療費控除

おむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります。

おむつ代で医療費控除を受けるときは

次のものを用意して確定申告をしてください。

- おむつ代の領収書
- おむつ使用証明書(医師が発行します。なお、様式は市高齢者福祉課窓口でも配布しています。)

2年目以降の人は

おむつ使用証明書の代わりに「おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書(以下、「確認書」)を高齢者福祉課窓口で交付しています。

対象

次のすべての要件を満たす人
○介護保険の要介護認定を受けている人
○「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」の記載がB1、B2、C1、C2のいずれかの人
○「尿失禁の可能性」の記載が「あり」の人

主治医意見書が、平成26年または、平成25年(※)に作成されている人

※要介護認定の有効期間が13か月以上の場合に限る

注意事項 確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して確定申告をしてください。

高齢者福祉課介護認定班
☎(93) 49800

社会保険料控除用 納付済通知書などの送付

2月16日(月)から、市・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります。

平成26年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料が社会保険料控除として所得から控除できます。

各関係機関から次の納付済通知書などが送付されますので、申告時に利用してください。

- ▼国民健康保険納付済通知書
- ▼後期高齢者医療保険料納付額確認書
- ▼介護保険料納付額確認書

市から1月下旬に発送します。これらの書類がなくても支払い額を領収証書で確認し、申告することができます。

▼国民年金保険料の納付証明書
平成26年10月1日以降、初めて納付した人に日本年金機構から、2月上旬に送付されます。

年金保険料で、社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書や領収証書の添付などが義務付けられています。

問い合わせ先
●国民健康保険税について：
納税課管理班
☎(93) 0434

●国民年金課国保税班
☎(93) 4084

●後期高齢者医療保険料について：
国民年金課高齢者医療年金班
☎(93) 40805

●介護保険料について：
高齢者福祉課介護保険班
☎(93) 49800

●国民年金保険料について：
ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎0570(0)58555
☎03(6700)1144

市内放射線量測定結果

※測定値の単位：マイクロシーベルト/時
※詳しくは各担当部署へ問い合わせてください。
☎(93) 1111

測定施設	測定日	0.05 m	0.5 m	1.0 m
富里小学校	12/8	0.09	0.08	—
富里第一小学校	12/8	0.11	0.08	—
富里南小学校	12/8	0.16	0.14	—
浩養小学校	12/8	0.09	0.13	—
洗心小学校	12/8	0.11	0.03	—
日吉台小学校	12/8	0.10	0.10	—
根名小学校	12/8	0.08	0.15	—
七栄小学校	12/8	0.10	0.01	—
富里中学校	12/8	0.15	—	0.11
富里北中学校	12/8	0.12	—	0.13
富里南中学校	12/8	0.09	—	0.05
富里幼稚園	12/8	0.21	0.14	—
向台幼稚園	12/8	0.11	0.11	—
浩養幼稚園	12/8	0.10	0.08	—
葉山保育園	12/8	0.18	0.04	—
富里保育園	12/8	0.05	0.19	—
こひつじ保育園	12/8	0.13	0.12	—
青空保育園	12/8	0.08	0.11	—

測定施設	測定日	0.05 m	0.5 m	1.0 m
日吉台中央公園	12/5	0.08	0.09	0.08
新木戸大鏡池公園	12/5	0.10	0.09	0.09
獅子穴公園	12/5	0.07	0.07	0.07
富里中央公園	12/5	0.07	0.08	0.07
葉山公園	12/5	0.07	0.07	0.07
ふるさと自然公園(A地区)	12/3	0.08	0.08	0.08
市消防本部	11/14~12/11	—	駄0.18 鴨0.12	駄0.16 鴨0.12
市営運動場	12/2	—	0.05	0.05
高野運動広場	12/3	—	0.07	0.09
市役所駐車場	12/2	—	0.07	0.07
日吉台上流調整池	12/9	—	0.15	0.13
七栄調整池	12/9	—	0.12	0.10

国では、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下(0.23マイクロシーベルト/時)を目指すことが示されています。

環境課環境保全班 ☎(93) 4945

農産物の放射性物質検査結果

採取日	品目	栽培方法	放射性セシウム134	放射性セシウム137	合計
12/9	大豆	露地	検出せず	検出せず	検出せず

農産物検査課農政畜産班 ☎(93) 4943

水道水の放射性物質検査結果

12月2日の測定では、放射性物質は検出されず、安定した状態が続いています。今後も月1回(第1火曜日)の測定を実施し、安全な水の確保に努めます。

なお、今までの測定結果は、市のホームページでお知らせしています。

水道課 ☎(93) 3340